

## 江戸川区介護の担い手研修受講修了者受入可能事業所の登録について

江戸川区では、別紙介護の担い手研修チラシのとおり、介護の担い手研修（江戸川区介護の入門的研修A課程）を年に3回開催します。介護の担い手研修は、区内介護施設・事業所等において従事者・ボランティア等として介護を支える人材のすそ野を広げ、介護人材を求める事業所と活躍の場を求める担い手とのつなぎの機会とすることを目的としています。

つきましては、介護の担い手研修受講修了者（以下、修了者という）の受入を希望する、あるいはご相談等の対応にご協力いただける事業所について募集します。

### 【受入事業所の例】

特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・介護老人保健施設・通所介護事業所・地域密着型サービス事業所（通所介護、グループホーム、小規模多機能型居宅介護）、江戸川区基準緩和型事業所等

### 【受入希望事業所の応募方法】

「江戸川区介護の担い手研修受講修了者受入可能事業所調査票」にて、ご応募いただきます。調査票は江戸川区介護保険のページ、ケア倶楽部に掲載しますので、FAX で返信してください。（福祉部介護保険課事業者調整係 FAX 03-5663-5172）

また、年に1回程度、事業所に受入希望を継続するか否かを確認します。

※応募は法人ではなく、事業所単位で行ってください。例えば、併設事業所とあわせて応募する場合でも、1事業所ずつ応募してください。

### 【受入希望事業所リストの掲載】

江戸川区介護保険のページに受入可能事業所を掲載し、あわせて修了者に当該事業所の一覧を提供します。

### 【注意点】

- 1 介護の担い手研修は、合計8時間の研修であり、あくまでも導入的な研修の位置付けとなっています。そのため、原則的には、事業所の人材育成は初歩からと位置付けていただく必要があります。
- 2 介護の担い手研修は、国の制度による介護資格ではありません。ただし、修了者によっては、介護資格等を取得している場合があります。面談等において確認してください。
- 3 江戸川区では修了者の紹介・斡旋・受入に関する相談等を行いません。受入の際は一般の従事者・ボランティアとの関係と同等のものとしてお考えください。

受入後は各事業所の従事者・ボランティアとして活動していくこととなりますので、雇用に関する条件やボランティア活動の内容、加入保険等については、ご確認ください。

- 4 年度途中に受入を中止する場合や、記載事項に変更があった場合などは、受入希望事業所リストを更新する必要があるため、下記問い合わせ先までご報告ください。

### 【受入希望事業所リスト掲載締切日】

研修終了後の相談会で修了者に配布及び江戸川区介護保険のページに掲載しますので、各研修日にあわせ、下記のとおり締切日を設けます。

第1回 令和2年 9月15日（火）

第2回 令和2年11月25日（水）

第3回 令和3年 1月8日（金）

※たとえば、第1回の締切日後に第2回の締切日前に提出があった場合、第2回の相談会で配布及び江戸川区介護保険のページの掲載を更新します。

### 【修了者が事業所へ応募する際の流れ】

※参考イメージです。

- 1 受入可能事業所に修了者から問い合わせ等が入った場合、介護の担い手研修修了証の交付を受けた修了者かを確認します。
- 2 日時等を設定し、事業所・施設見学等を実施します。
- 3 雇用・ボランティア活動に向けて面談等をしていただきます。他にキャリア・保有資格等を確認していただきます。  
受入にあたって雇用条件又はボランティアとしての活動等については、事業所と修了者との間でご相談をいただきます。  
※介護の従事者としての資質・キャリア等は修了者によって一律ではありません。初心者の方も多くいらっしゃいますので、面談等を通じて、適性或修了者の希望等を確認するとともに、その後の育成・フォローアップをしつつ、従事・活動をしていただくようお願いいたします。
- 4 従事者又はボランティア等として活動を開始します。

### 【問い合わせ先】

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係  
担当 儀保・木村・石井  
電話 5662-0032